

# 償却資産申告の手引き

提出期限 令和7年1月31日（金）

提出先	〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地 五ヶ瀬町役場 町民課 固定資産係
提出書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・償却資産申告書</li><li>・種類別明細書</li><li>・異動報告書（所有者の住所や氏名等に変更が生じた場合に提出してください。様式は任意です。）</li></ul>

※令和7年1月1日現在で償却資産を所有されている方は申告が必要です。

※前年中に資産に変更がなかった場合の方も、「償却資産申告書」の⑯備考の欄に「資産の増減なし」と記入し提出いただきますようお願いします。

## ● 儻却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得金額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものも含む）をいいます。（地方税法第341条第4号）

## 1 償却資産の種類と例

償却資産の種類と例は次のとおりです。

資産の種類		主な例
1	構築物	門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔等、路面舗装、駐車場、ビニールハウス、畜舎・堆肥舎（家屋として課税されないもの）等
2	機械及び装置	工作機械、加工機械、ポンプ、農業用機械、厨房機器、ハウス用暖房機、太陽光発電設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、測定工具、机、椅子、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、レジスター、看板、冷凍冷蔵庫等

## 2 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。次に掲げる資産も申告が必要ですので、ご注意ください。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休又は未稼働の資産
- (4) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。）
- (5) 福利厚生の用に供するもの
- (6) 使用可能な期間が1年未満または取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- (7) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

## 3 申告の対象とならない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 無形減価償却資産（水利権、商標権、ソフトウェア等）
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両
- (3) 平成10年4月1日移行開始の事業年度に取得した償却資産について、
  - 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
  - 取得価額が20万円未満の償却資産を、財務会計上3年間で一括償却しているもの
- (4) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの
- (5) 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）

#### 4 償却資産申告書の記載方法

償却資産申告書の番号又は項目		記載する事項
1 住所		個人の場合は所有者の住所を、法人の場合は本社（店）の所在を記入してください。納税通知書の送付先が別にある場合は括弧書きで記入してください。
2 氏名		個人の場合は所有者の氏名（ふりがな）及び屋号を記入してください。法人の場合は名称及び代表者氏名（ふりがな）を記入してください。
3 個人番号又は法人番号		個人の方は12桁のマイナンバーを、法人にあっては13桁の法人番号を記載してください。
4 事業種目		事業の内容を具体的に記入してください。複数ある場合は、主たる事業種目を記載してください。法人の場合は、資本金又は出資金額も記載してください。
5 事業開始年月		個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。
6 この申告に応答する者の係及び氏名		申告書の内容について問合せ先となる担当の部署、氏名、電話番号を記載してください。「7 税理士等の氏名」が問合せ先の場合は、7と同じ内容を記載してください。
7 税理士等の氏名		税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。
8~14 短縮耐用年数等の承認等		各項目の有無等について、該当する方に○を付けてください。
15 市（区）町村における事業所等資産の所在地		申告書の提出先と同一の町内にある事業所等の資産所在地について、追加又は変更がある場合は記載してください。
16 借用資産		借用資産の有無について、該当する方に○を付けてください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。
17 事業所用家屋の所有区分		該当する方に○をつけてください。事業用家屋がある場合は、「15 市（区）町村における事業所等資産の所在地」欄の該当番号を記載してください。
18 備考（添付書類等）		申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項を記載してください。書ききれない場合は、別用紙（様式は任意）に記載して添付してください。
取得 価 額	前年前に取得したもの（イ）	前年に申告があった方は、申告書に基づき、取得価額を印字しています。
	前年中に減少したもの（ロ）	（イ）のうち前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
	前年中に取得したもの（ハ）	今回新たに申告いただく資産の取得課価額を記載してください。

## 5 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

- (1)前年中に申告をした方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記載してください。また、令和6年1月1日以前に取得した資産で申告の必要な資産がありましたら記載してください。
- (2)令和6年中に譲渡や売買、滅失等により資産を失った場合は、該当する資産の行に見え消し線を引いてください。
- (3)五ヶ瀬町に初めて申告をする方は、令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記載してください。

種類別明細書の項目	記載する事項														
資産の種類	次の番号のうち対応するものを記載してください <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>資産の種類</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>構築物</td></tr><tr><td>2</td><td>機械及び装置</td></tr><tr><td>3</td><td>船舶</td></tr><tr><td>4</td><td>航空機</td></tr><tr><td>5</td><td>車両及び運搬具</td></tr><tr><td>6</td><td>工具、器具及び備品</td></tr></tbody></table>	番号	資産の種類	1	構築物	2	機械及び装置	3	船舶	4	航空機	5	車両及び運搬具	6	工具、器具及び備品
番号	資産の種類														
1	構築物														
2	機械及び装置														
3	船舶														
4	航空機														
5	車両及び運搬具														
6	工具、器具及び備品														
資産の名称等	資産の名称等を記載してください。														
取得年月	取得した年月を記載してください。														
取得価額	資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付帯費用を含む)を記載してください。														
耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。中古資産について見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。														
増加事由	資産を取得した事由について、該当する番号に○をつけてください。 <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>増加事由</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>新品取得</td></tr><tr><td>2</td><td>中古品取得</td></tr><tr><td>3</td><td>移動による受け入れ</td></tr><tr><td>4</td><td>その他</td></tr></tbody></table>	番号	増加事由	1	新品取得	2	中古品取得	3	移動による受け入れ	4	その他				
番号	増加事由														
1	新品取得														
2	中古品取得														
3	移動による受け入れ														
4	その他														
摘要	課税標準の特例の適用等、当該資産の価格の決定に当たって必要な事項を記載してください。														